

浦和美園～岩槻地域成長市民活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浦和美園～岩槻地域の成長・発展に資する市民等による事業等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付対象団体等)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、見沼区、緑区又は岩槻区（以下「3区」という。）において浦和美園～岩槻地域の成長・発展に資する活動等を行う団体又は個人（以下「団体等」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（さいたま市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。次号において同じ。）
- (3) 役員（業務を執行する代表者、理事、監事又はこれらに準ずる者をいう。）のうち暴力団員に該当する者があるもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 3区の地域に存在する資源を生かして、地域のブランド化を推進し、又は地域の魅力を発信する事業であること。
- (2) 市外の者を招いて行う事業又は3区のうちの複数の区の間における交流を促進する事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、事業の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の対象としない。

- (1) 特定の団体又は個人の営利又は宣伝と認められるもの
- (2) 宗教的又は政治的な活動又は宣伝と認められるもの
- (3) 公序良俗に反すると認められるもの
- (4) 国、地方公共団体、外郭団体等からの補助制度等で補助金又は助成を受けているもの又は受ける見込みのあるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額

に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) の範囲内で、30万円を限度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、3区全体を対象とする事業で、市長が特に認めたものに対する補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(補助期間)

第6条 同一団体等又は同一事業に対する補助金の交付は、各年度につき1回限りとし、初めて交付を受けた年度から起算して5年度を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めた事業については、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体等(以下「申請団体等」という。)は、補助事業の開始予定日の7日前までに、浦和美園～岩槻地域成長市民活動支援補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業実施計画書(様式第2号)
- (2) 事業収入支出予算書(様式第3号)
- (3) 団体等活動状況報告書(様式第4号)
- (4) その他市長が必要とする書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な事項を審査し、必要に応じて現地調査等を行った上で、補助の適否及び補助金の額を決定し、浦和美園～岩槻地域成長市民活動支援補助金交付・不交付決定通知書(様式第5号)により、申請団体等に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した場合において必要があるときは、条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第9条 申請団体等は、前条第1項の規定により交付決定通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、当該交付決定通知書を受け取った日の翌日から起算して14日以内に、浦和美園～岩槻地域成長市民活動支援補助金交付申請取下げ願い(様式第6号)により、当該申請を取り下げることができる。

(事業変更等の申請)

第10条 補助金の交付の決定を受けた団体等(以下「交付決定団体等」という。)は、当該補助金の申請事項に変更(市長が認める軽微な変更を除く。)が生じたとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに、浦和美園～岩槻地域成長市民活動支援補助金変更・中止・廃止承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更・中止・廃止承認申請があったときは、内容を審査し、これを承認したときは、浦和美園～岩槻地域成長市民活動支援補助金変更・中止・廃止

承認通知書（様式第8号）により、交付決定団体等に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定団体等は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月24日までに補助事業を完了させ、同日又は事業完了の日から1月のいずれか早い日までに、浦和美園～岩槻地域成長市民活動支援補助金実績報告書（様式第9号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に報告しなければならない。

- （1） 事業実施報告書（様式第10号）
- （2） 事業収入支出決算書（様式第11号）
- （3） 収入支出の明細書
- （4） 領収書の写し
- （5） その他市長が必要と認める書類

（補助額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書等を審査し、必要に応じて現地調査等を行った上で、交付すべき補助金の額を確定し、浦和美園～岩槻地域成長市民活動支援補助金交付確定通知書（様式第12号）により、交付決定団体等に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 交付決定団体等は、前条の規定により確定した補助金の交付を受けようとするときは、浦和美園～岩槻地域成長市民活動支援補助金請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 交付決定団体等は、補助事業の完了前に、補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払により交付を受けようとするときは、浦和美園～岩槻地域成長市民活動支援補助金概算払い請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（交付の取消し等）

第14条 市長は、交付決定団体等が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段等により補助金の交付を受けると判断したとき、又は受けたとき。
- （2） 補助金交付の目的以外に補助金を使用したとき。
- （3） 第2条各号のいずれかに該当するとき。
- （4） 第3条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- （5） 市長が付した条件に従わなかったとき。
- （6） 第10条第2項の規定により、変更又は中止の承認を受けたとき。
- （7） 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- （8） この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、当該取消しに係る部分の補助金について、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(書類の整備)

第15条 交付決定団体等は、補助事業に係る経費の収入支出を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、補助事業完了の日の属する事業年度の翌事業年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

別表（第4条関係）

経費区分		内容等
報償費		講師謝礼、ボランティア謝礼、事業協力者謝礼、出演料
需用費	消耗品費	事務用品、紙代等
	印刷製本費	ポスター、チラシ、パンフレット、資料等の印刷代
役務費		郵便料金、保険料、手数料等
委託料		警備、交通整理、会場設営等の業務委託費
使用料・賃借料		会場使用料、有料道路使用料、駐車場使用料、コピー代、機器や物品等の借上料

※すべて当該事業の実施に要する経費とする。

備考 次に掲げる経費は、補助金の交付の対象としない。

- 1 団体等の事務所等を維持するための経費
- 2 団体等の経常的な活動に要する経費
- 3 団体等の構成員に対する謝礼等の人件費
- 4 飲食費
- 5 団体等のみが利益を受ける資産形成につながる経費